

議案第97号～第128号
公の施設の指定管理者の指定について

資料 1 1 指定管理料の算定根拠について

1 下記 2 の 4 施設以外の地域利用施設、共同利用施設及び未成集会所（28 施設）

基本的には、施設規模に応じて「施設規模分」＋「光熱水費分」の合計で指定管理料を算定

施設規模	施設規模分①	光熱水費分②	指定管理料合計 (①+②)	会館数
～100 m ²	53,000 円	31,000 円	84,000 円	未成集会所
100 m ² ～200 m ²	105,000 円		136,000 円	8 館
200 m ² ～400 m ²	210,000 円		241,000 円	1 1 館
400 m ² ～	315,000 円		346,000 円	8 館

2 中山台コミュニティセンター、雲雀丘倶楽部、御殿山会館及び高松会館

(1) 中山台コミュニティセンター

人件費、定期清掃費、機械類保守点検費、賃貸借使用料、施設修繕費及び光熱水費を指定管理料として積算

※ただし、指定管理者としての収入相当分（利用料金及び複写機等収入）は差し引いて算定
詳細は別添 1（令和 2 年度予算要求資料（債務負担行為）のとおり）

(2) 雲雀丘倶楽部、御殿山会館及び高松会館

エレベーター等付き会館のため、上記 1 の施設規模分の指定管理料に保守点検料を加算して、算定。

- ・雲雀丘倶楽部 エレベーター及び空調機器の保守点検料
- ・御殿山会館 エレベーター及び自動ドアの保守点検料
- ・高松会館 エレベーター保守点検料

詳細は別添 2（令和 2 年度予算要求資料（債務負担行為）のとおり）